

特 約

主契約+700円

疾病入院特約 — 疾病による入院への備え —

疾病入院	見 舞 金	1回 20,000円 (1入院期間中1回限度)
	責任開始日から180日以内に発生した疾病で7日以上継続して入院した場合	
	入 院	日額 5,000円 (同一疾病210日限度・全共済期間通算840日限度)
	責任開始日から180日を経過した後病氣入院を開始し、継続して5日以上入院した場合、1日目からお支払いします。	
	手 術	1回 20,000円 (同一疾病入院で1回限度)
	責任開始日から180日を経過した後病氣入院を開始し、手術を受けた場合（当組合の定めた手術に限る）	
疾病入院	退 院 祝 金	1回 20,000円 (同一疾病入院で1回限度)
	責任開始日から180日を経過した後、7日以上継続して病氣入院をし、退院した場合 ただし、治癒、通院切替に限る	
	疾 病 検 査	1回 7,500円 (同一疾病入院で2回を限度)
責任開始日から180日を経過した後病氣入院を開始し、検査を受けた場合 ただし、1度の入院で2種類以上の検査を受けた場合でも1回のみの支払い（当組合の定めた検査に限る）		

主契約+700円

がん診断・先進医療特約 — 高額医療費への備え—

がん診断・先進医療

がん診断・先進医療	がん診断共済金 責任開始日から起算して91日目以降に がんと診断確定されたとき	6歳～24歳	25歳～39歳	40歳～54歳	55歳～69歳
		350万円	200万円	70万円	25万円
	がん診断共済金について				
	* 責任開始日から起算して90日間の待機期間が適用されます。 * 診断確定された日に属する契約の共済始期日時点の年齢群の保障額となります。 * 日本国内の病院又は診療所で診断確定された場合に限ります。 * 上皮内がんも対象となります。 * 2回目以降の共済金のお支払いは、前回の支払事由に該当した日からその日を含めて、 2年を経過した日の翌日以降に新たにがんと診断確定された場合となります。				
	先進医療共済金 責任開始日以降に発症した疾病又は発生した 傷害の治療を目的として、厚生労働 大臣が定める所定の先進医療を受けたとき	1回につき500万円限度 (全共済期間通算1,000万円限度)			
先進医療共済金について					
* 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所で受けたものに限ります。 * 先進医療の技術料がお支払いの対象です。 * がんに関する先進医療は、がん診断共済金同様90日間の待機期間が適用されます。 * 先進医療の各技術、先進医療を実施している医療機関などについては、下記にてご確認ください。 厚生労働省ホームページ：http://www.mhlw.go.jp					

ご契約から保障の開始まで

◆ご契約成立までのスケジュール(例)

3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
15 16	1 26	26	13 26	26	26	11 26	26
① 契約申込受付(FAX・郵便局消印)	② 責任開始日(起算日)	③ 契約証書発行	④ 共済始期	⑤ 共済掛金振替(初回)	⑥ 共済掛金振替	⑦ 90日目	⑧ 180日目
毎月26日が口座振替日です 金融機関が休日の場合は翌営業日							
保障開始(疾病入院特約、がん診断・がんに関する先進医療以外)							
疾病入院特約 この間に発病の病氣入院は、見舞金 2 万円							
がん診断・先進医療特約(がんに関する先進医療) 待機期間90日(がんに関する保障)							
9月12日より保障開始							
6月14日より保障開始							
① 契 約 申 込 ……申込書に必要事項を記入。掛金は翌月26日に2か月分を口座振替。 ② 責任開始日(起算日) ……申込日の翌日午前0時より責任開始。 ③ 契 約 証 書 発 行 ……契約証書郵送 ※初回掛金の口座振替ができないと契約無効となり、その間に発生した事故はお支払い出来ません。 ④ 契 約 始 期 日 ……申込日の翌月1日が共済始期日。1年契約ですが、特に申し出ない限り自動継続となります。 ⑤⑥ 共 済 掛 金 振 替 日 ……初回は2か月分、翌月からは1か月分の共済掛金振替。(以降毎月26日) ⑦ 90日目(待機期間) ……上記例では6月14日以降、がん診断、がんに関する先進医療の共済金が支払われます。 ⑧ 180日目 ……上記例では9月12日以降、疾病入院共済金等が支払われます。							

口座振替取扱金融機関		
大垣共立銀行本支店	三十三銀行本支店	東海労働金庫本支店
北伊勢上野信用金庫本支店	新宮信用金庫本支店	百五銀行本支店
紀北信用金庫本支店	中京銀行本支店	JA県下各農協本支店
桑名三重信用金庫本支店	津信用金庫本支店	※ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行の預金口座振替申込書は別用紙となります。

(五十音順)

契 約 者 区 分
(1)組合員 (2)組合員と生計を一にする親族 (3)組合員である組合の構成員 (4)左記以外の者
下記の方は出資金は必要ありません
(1)既に組合員の方 (2)既に組合員となっている方と生計を一にする親族 (3)組合員である組合の構成員 (4)組合員資格のない方※
※資本金(出資金)の総額が3億円(小売業・サービス業を主たる事業とする場合は5,000万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円)を超え、かつ、常時使用する従業員数300人(小売業を主たる事業とする場合50人、卸売業又はサービス事業を主たる事業とする場合は100人)を超える場合

お問い合わせ・お申し込みは取扱代理所へ

取扱代理所

三重県中小企業共済協同組合

● 本部・津営業所／津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
TEL：059-228-7128 FAX：059-225-9226
https://www.kenkyosai.or.jp

● 四 日 市 営 業 所／四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所4階
TEL：059-353-0810 FAX：059-352-8276

● 東 紀 州 営 業 所／尾鷲市朝日町14-45 尾鷲商工会議所4階
TEL：0597-23-2949 FAX：0597-23-2952

病気に・ケガに安心のワイドな保障

あんしんセット共済



みえ共済

令和4年10月

あんしんセット共済

病気に・ケガに安心のワイドな保障



主 契 約

		プランⅠ型	プランⅡ型	
保障内容（満6歳～満64歳の方）		月々 2,000円	月々 1,000円	
死 高 度 障 害	交通事故 （事故の日から180日以内）	1,200万円	600万円	
	不慮の事故 （事故の日から180日以内）	800万円	400万円	
	病 気	責任の始期から2年超後	400万円	200万円
		責任の始期から2年以内	300万円～100万円	150万円～50万円
後 遺 障 害	交通事故 （事故の日から180日以内）	640万円～24万円	320万円～12万円	
	不慮の事故 （事故の日から180日以内）	320万円～12万円	160万円～6万円	
入 院	交通事故 （5日以上120日限度）	日額 6,000円	日額 3,000円	
	不慮の事故 （5日以上120日限度）	日額 4,500円	日額 2,250円	
通 院	傷害のとき （実通院日数5日以上90日限度）	日額 2,000円	日額 1,000円	

5日以上入通院した場合、1日目からお支払いします。

満65歳からの 継続契約保障内容 （満65歳～満69歳の方）	死 高 度 障 害	病 気	交通事故 （事故の日から180日以内）	1,000万円	500万円
			不慮の事故 （事故の日から180日以内）	600万円	300万円
			責任の始期から2年超後	200万円	100万円
			責任の始期から2年以内	150万円～50万円	75万円～25万円
後 遺 障 害			交通事故 （事故の日から180日以内）	640万円～24万円	320万円～12万円
			不慮の事故 （事故の日から180日以内）	320万円～12万円	160万円～6万円
入 院			交通事故 （5日以上120日限度）	日額 6,000円	日額 3,000円
			不慮の事故 （5日以上120日限度）	日額 4,500円	日額 2,250円
通 院			傷害のとき （実通院日数5日以上90日限度）	日額 2,000円	日額 1,000円

ご契約に関して

◆お申し込み手続き

- お申し込みは申込書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
- 契約する際、被共済者の方の健康告知及び加入同意が必要です。
- 共済掛金は年齢や性別に関係なく一律で、**プランⅠ（月額 2,000 円）、プランⅡ（月額 1,000 円）**のいずれか 1 口に限られます。なお、疾病入院特約、がん診断・先進医療特約（各月額 700 円）を付帯することができます。
- ご加入時は、申込書にご捺印のみで契約できます（キャッシュレス）。
翌月26日に2か月分の共済掛金＋出資金100円（組合員資格のある方で初めて加入される場合）をご指定の預金口座より振替いたします。
- 2回目以降の共済掛金は、毎月26日（1か月分）に預金口座より振替いたします。

◆ご加入いただける方

- 申込日現在、健康な方で健康告知質問事項のいずれにも該当しない方。（医師の診察は不要です。）
- 満6歳以上満64歳以下の方。（継続の場合は満69歳まで継続できます。ただし65歳からの死亡・高度障害共済金は減額となります。）

◆ご加入いただけない方

- 申込日現在、告知書（兼加入同意確認書）記載の健康告知質問事項に該当する方。
 - 現在、病気やケガの治療中又は要検査、要治療若しくは検査中の方
 - 慢性疾患のため医師からその治療が必要と診断されている方
 - 慢性疾患又は中毒のため薬物を常用している方
 - 身体に残る障害や先天性の病気により、日常生活において他人の手助けを必要とする方

■慢性疾患（先天性を含む）とは、主に次に掲げるものをいいます。

- 悪 性 腫 瘍（癌、肉腫など）
- 消化器潰瘍（胃、腸、肝臓などの内臓疾患など）
- 循環器疾患（心臓疾患、高血圧症など）
- 呼吸器疾患（気管支喘息、肺疾患など）
- 神経・筋疾患（脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、髄膜炎、てんかん、筋炎など）
- 腎・尿路疾患（腎炎、ネフローゼなど）
- 代謝・内分泌疾患（糖尿病、甲状腺機能亢進症など）
- 精 神 疾 患（分裂症、アルコール依存症など）
- 運動器疾患（骨髄炎、関節炎、変形性股関節症など）
- 血 液 疾 患（悪性貧血、白血病など）
- アレルギー性疾患及び膠原病（リウマチ、ベーチェット病など）
- 耳鼻咽喉及び眼疾患（白内障、緑内障など）
- 女性性器疾患（卵巣腫瘍など）

- 申込日現在、告知書（兼加入同意確認書）記載の職業（危険職種）に従事している方。

■危険職種は、主に次に掲げるものをいいます。

- 船舶乗組員、漁夫、船頭その他船舶に搭乗する事を職務とする方
- 坑内夫・隧道内の作業に従事する方
- 競輪、競馬、オートレース、競艇等に従事する職業従事者
- 力士、拳闘家、プロレスラー等の職業競技者
- テストドライバー、テストパイロット、その他これらに類する方
- スタントマン、かるわざ師、その他これらに類する方
- 潜水、潜函、サルベージ等に従事する方

◆共済金のお支払いについて

1. お支払いできない場合

- 第1回目の口座振替ができなかった場合（契約は無効となり、再度契約のやり直しが必要となります）
- 契約申込書や共済金請求書に不実の記載があったとき、又は加入が無効若しくは解除されたとき
- 共済契約者、共済金受取人又は被共済者の故意
- 被共済者の犯罪行為、被共済者に対する刑の執行
- 戦争、変乱等によるとき
- 自殺によるとき（ただし、死亡の場合は加入後1年以上経過であれば病氣死亡と同じ扱いとなります）
- 地震、噴火又は津波を直接の原因とするとき（ただし、死亡の場合は病氣死亡と同じ扱いとなります）
- 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（「むちうち症」「頸椎捻挫」）又は腰痛で他覚的症状のないものは、お支払いの対象となりません
- 告知事項について事実と異なる告知があったとき
※上記以外にも共済金をお支払いできない場合や契約を解除させていただく場合がありますので、詳しくは約款をご確認下さい。

2. 交通事故扱いにならない場合

- 被共済者の無免許運転、酒気帯び運転
- 被共済者が試運転、訓練、競技・興行（練習を含む）のため運行中の交通乗用具に搭乗している間に生じた事故
- 被共済者が職務として荷役作業（土砂などの積み込み、積み下し作業を含む）及び交通乗用具の修理点検、整備、清掃の作業中に該当作業に直接起因する事故によって被った傷害

◆その他、契約について重要な事項

- 同一契約者が複数の申込みをされたとき、その重複分の契約は無効となります。
- 共済契約成立後、共済掛金の口座振替が2か月連続して不能であったとき、共済契約は失効となります。
- 契約者はいつでもこの契約を解約できます。
- ご加入後は、解約のお申し出がない限り自動更新され、満 70 歳になられて最初に迎える満期応当日まで契約は継続されます。
- 疾病入院、がん診断・先進医療による共済金は特約を付帯した場合に限ります。（各月額 700 円／1 人）
- 交通事故、不慮の事故による入院、傷害による通院は、事故の日から 90 日以内に医師の入院治療、通院治療を受けたとき対象となります。
- 法人が役員、従業員全員を契約する場合、掛金は損金処理ができます。また、個人事業主の方が従業員全員を契約する場合、掛金は必要経費として処理することができます。

◆ご契約の際は必ずお読みください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については代理所又は当組合までご照会ください。
- ご契約の際、重要事項説明書をお渡ししています。重要事項説明書では個人情報の取扱、ご契約時、ご契約後、事故時などの重要な事項についてご説明をさせていただいておりますので、ご一読のうえ、お申込みください。
- ご契約の際は別紙告知書（兼加入同意確認書）を十分お読みください。
- 共済金は共済契約者にお支払いしますが、健康告知などの告知事項については、必ず被共済者ご自身がご確認の上、署名してください。
- 故意又は重大な過失によって、事実と違うことを告知されると共済金をお支払いできなかったり契約解除をさせていただく場合があります。